

会津地域で衣類の製造販売業を営む申立人の風評被害による逸失利益について、特定の取引先に対する売上減少分について、原発事故の影響割合を4割として、平成26年4月分から同年9月分までの賠償が認められた事例。

1060

平成〇〇年（東）第〇号  
申立人 X株式会社  
被申立人 東京電力株式会社

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 損害項目

ア 営業損害（平成26年4月1日～平成26年9月30日）  
金2,619,664円  
イ 本件和解仲介に関する弁護士費用  
金78,590円

### 2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害として金2,698,254円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、当事者がそれぞれ署名（記名）押印のうえ、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年3月23日

（仲介委員 小西貞行）